

総務文教・厚生常任委員会活動レポート

開催日時：令和5年1月16日(月)

開催場所：1・2号委員会室

総務文教常任委員会と厚生常任委員会で、防災について切れ目のない調査を実施するため、所管部局の協力のもと合同で常任委員会を開催しました。

町民生活部

1. 要支援者個別避難計画について

平成21年度より「災害時要援護者台帳整備」が実施され、地域の支援を希望する独居高齢者世帯等に台帳への登録を促し、支援を受けるために必要な個人情報から地域等に提供することに同意された方の名簿を町内会等に提供し「共助」の体制づくりの取り組みが行われてきました。

2. 避難行動要支援者名簿の作成について

平成25年の災害対策基本法等の一部改正により、新たに「要配慮者（高齢者・障がい児・乳幼児等）」、「避難行動要支援者」が設けられ、要配慮者のうち災害が発生（発生の恐れも含む）し自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と定義され名簿の作成が義務付けられました。（法改正後の運用通知により本町は「災害時要援護者台帳」を「避難行動要支援者名簿」としています。）

3. 要支援者の個別避難計画作成について

令和3年災害対策基本法等の一部改正により、市町村に要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。個別避難計画は、要支援者本人の同意を得て作成するもので、災害時に自ら避難することが困難の方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方など、優先度が高い方から作成することが適当とされています。（改正法施行後5年程度に作成とされている。）

また、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方が対象とされています。

4. 災害時要支援者台帳（避難行動要支援者名簿）を活用した個別避難計画作成に向けて

- ①災害対策基本法、個人情報保護法の改正に伴い現行の災害時要援護者支援制度実施要綱の見直しを行います。

- ②作成済みの「災害時要援護者台帳」から、特に避難支援を要する方のスクリーニングを行い根拠を明確にし、個別避難計画が必要となる要支援者を精査します。
- ③個別避難計画の優先対象者を抽出し、令和5年3月から町地域包括支援センター、福祉課が主体となって介護保険・障がい福祉サービス利用者等のケアプラン作成時に併せて、優先対象者からモデル的に計画作成に取り組みます。
- ④災害時のために、平時から個人情報支援機関に提供することを同意としており、個別避難計画作成に関する事、地域の見守り等関わりがある内容についても同意を得る必要があります。法で規定する要支援者の要件に該当しない方も災害時要援護者台帳に登録していることから、令和5年度において登録者全件に再同意確認を検討しています。
- ⑤市町村による個別避難計画作成においては、令和4年度より北海道が主催となり個別避難計画作成モデル事業による個別研修会が実施されているところです。計画作成の課題解決に向け有識者から助言等が得られる機会であり、各市町村の取組状況の把握、情報交換等を引き続き実施していきます。

【主な質疑】

委員：支援する側の町内会役員の高齢化及び町内会員の減少傾向にあるなか、個別避難計画を作成しても、実際に地域支援員の確保が難しいと思いますが、どのような対応を考えていますか？

担当：現在、課題となっている町内会加入率の問題と合わせて、地域支援員の選定を町内会に対する理解等も含めて進めていかなければならないと考えています。

委員：実際に問題が起きた際に行動に移せるように、要支援者と一緒に避難訓練を実施してはどうでしょうか？

担当：地域の防災意識を高められるような内容で、町内会の協力のもと単体ごとに計画していきたいと考えています。

委員：避難行動要支援者台帳に変更があった際の確認はどのように行っていますか？

担当：台帳への記載内容は4、5年に1度確認しています。また、毎年更新した台帳を町内会、民生委員児童委員と共有して日頃の見守り活動に使用しています。

総務部

1. 根室管内5市町防災基本協定について

平成25年8月23日、「根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町」の5市町が平常時及び災害時における防災に関して相互に協力し、災害対策の強化並びに災害発生時の迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、提携市町民の福祉の増進に資することを目的とした防災基本協定の内容について説明を受けました。

【主な質疑】

委員：防災協定に関連して、災害時に道路が寸断された場合に物資の輸送にヘリコプターが有効と思いますが、1市4町の中でヘリポートの場所、ヘリコプターの活用について協議はされていますか？

担当：北海道と消防防災ヘリコプターの応援協定自体は、消防本部を設置している市町、組合などで協定を締結しています。また、空港を所有する本町として、ヘリコプター等の配置の要望を国・北海道へ継続して行っている状況です。

委員：協定を締結してから10年経ちますが、近年30年以内に必ず起こると言われている地震災害に向けて、協定の内容をもう少し具現化させていく必要があるのではないですか？

担当：広域の避難については、本町の被害状況と合わせて今後検討研究していくべき課題と考えています。

委員：大きな災害が発生した場合には、自衛隊を要請する動きも出てくると思いますが、協定の連絡系統に掲載されていないのはどうしてですか？

担当：自衛隊の派遣要請は、町長から根室振興局を経由して要請する形になります。基本的に個別の市町村から要請する形になりますので、この協定書には盛り込まれていません。

2. 防災リーダーについて

中標津町地域防災リーダー（地域における自主防災活動の中核となる人物）は、町独自で組織しており、町民の防災意識の向上・防災知識の習得を促進し、各地域における防災啓発活動を活性化させることにより、自主防災組織等の拡大と充実を図り、災害時に効果的かつ実践的な防災活動ができるよう活動の基盤づくりを行うことで、地域の防災力を向上させ、災害に強いまちづくりを推進する役割を担うとされています。その活動の役割、認定制度、防災セミナー開催経過等の説明を受けました。

【主な質疑】

委員：これまで認定された34名に対し、防災訓練や派遣依頼などで実際に参加を要請した経緯はありますか？

担当：防災マスターに登録している方に避難訓練の開催を通知しています。コロナ禍により令和2年度以降、フォローアップ研修等が実施できていない現状ですが、今後新規の加入、既存の方のフォローアップを進めていきたいと考えています。

委員：今回、振興局主催の防災マスター講座が開催されますが、募集した人数が早々に定員に達しました。例えば、要援護者台帳の地域支援員の方への声かけ、防災自助を高めたい方など、希望者が誰でも受講できるように人数や回数を拡充して実施するように考えてはいかがですか？

担当：参加された方々の知識や技術等を高めていくことを目的に、今後、どなたでも参加できる仕組みを考え進めていきます。